第一号の表備考一イ中「東海一〇四号」を「つるきち」に改め、「ゆきちから」の下に「、ゆめあかり」を加え、同表備考二中「及び大豆」を「、大豆及びそば」に改め、同表備考三ロ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同表備考に次のように加える。

九　この表において「加算対象区分」とは、品種が、キザキノナタネ、キラリボシ又はナナシキブである菜種をいい、「非加算対象区分」とは、加算対象区分以外のものをいう。

第二号中「第十一条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に改める。

別表第一北海道の項を次のように改める。

北海道	きたさちほ（※）	日本麺の製造用
	きたほなみ（※）	日本麺の製造用
	きたもえ	日本麺の製造用
	ホクシン（※）	日本麺の製造用
	ホロシリコムギ	日本麺の製造用
	キタノカオリ	パン又は中華麺の製造用
	つるきち	パン又は中華麺の製造用
	はるきらり	パン又は中華麺の製造用
	ハルユタカ	パン又は中華麺の製造用
	春よ恋	パン又は中華麺の製造用
	ゆめちから	パン又は中華麺の製造用
	タクネコムギ	醸造用

別表第一宮城県の項を次のように改める。

宮城県	あおばの恋（※）	日本麺の製造用
	シラネコムギ	日本麺の製造用
	ナンブコムギ	日本麺の製造用
	銀河のちから	パン又は中華麺の製造用
	ゆきちから	パン又は中華麺の製造用

別表第一山形県の項を次のように改める。

山形県	ナンブコムギ	日本麺の製造用
	ゆきちから	パン又は中華麺の製造用

別表第一福島県の項を次のように改める。

福島県	アブクマワセ	日本麺の製造用
	きぬあずま（※）	日本麺の製造用
	ふくあかり（※）	日本麺の製造用
	アオバコムギ	パン又は中華麺の製造用
	ゆきちから	パン又は中華麺の製造用

別表第一神奈川県の項を次のように改める。

神奈川県	あやひかり（※）	日本麺の製造用
	さとのそら	日本麺の製造用
	農林六一号	日本麺の製造用
	ニシノカオリ	パン又は中華麺の製造用
	ゆめかおり	パン又は中華麺の製造用
	ユメシホウ	パン又は中華麺の製造用

別表第一愛知県の項を次のように改める。

愛知県	イワイノダイチ（※）	日本麺の製造用
	きぬあかり（※）	日本麺の製造用
	農林六一号	日本麺の製造用
	ゆめあかり	パン又は中華麺の製造用

別表第一兵庫県の項を次のように改める。

兵庫県	シロガネコムギ	日本麺の製造用
	ふくほのか（※）	日本麺の製造用
	ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用
	せときらら	醸造用
	ゆめちから	醸造用

別表第一岡山県の項を次のように改める。

岡山県	シラサギコムギ	日本麺の製造用
	ふくほのか（※）	日本麺の製造用
	せときらら	パン又は中華麺の製造用

別表第一宮崎県の項を次のように改める。

宮崎県	チクゴイズミ（※）	日本麺の製造用
	ミナミノカオリ	パン又は中華麺の製造用